

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
施行令の一部を改正する政令の概要

令和 3 年 1 1 月 4 日
化学物質安全対策室

(1) 改正の概要

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下、「化管法」という。）施行令で定めることとされている第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定を見直し、環境省、経済産業省、厚生労働省の審議会の答申を踏まえて、改正しました。

第一種指定化学物質の見直し	現行 462 物質 → 改正後 515 物質 (取扱事業者の要件についても、第一種指定化学物質の見直しを踏まえ追加又は修正)
第二種指定化学物質の見直し	現行 100 物質 → 改正後 134 物質

- ※ 対象物質の選定は、法第 18 条に基づき、厚生労働省、経済産業省、環境省の審議会の意見を聴くこととされている。
- ※ 閣議決定：令和 3 年 10 月 15 日
公布期日：令和 3 年 10 月 20 日
施行期日：令和 5 年 4 月 1 日（予定）

公布から施行までの時間については、化管法の対象化学物質の変更に伴う事業者の化学物質の排出量等の算出等に関するシステムの構築に要する時間を考慮したものである。また、化管法の制度設計上、事業者からの届出は 4 月 1 日から 3 月 31 日までの排出量等の実績になるため、4 月 1 日施行とする必要がある。

(2) 審議会答申からの変更

対象物質については、令和 2 年 8 月の「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて（答申）」から、令和 2 年 12 月 4 日～令和 3 年 1 月 4 日にかけて行われたパブリックコメントをうけて、脂肪酸塩の 2 物質の指定を見送ることになった他、有害性や構造が類似している物質をまとめて指定しました。そのため、答申時とは物質数が異なります。

また、パブリックコメントを受け、物質名表記についての見直しを行っており、現行の物質も含めて物質名称の一部が変更となっておりますが、これは法制的な観点のもので令和 2 年 8 月の答申の内容を実質的に変更するものではありません。

(参考1) 化管法制度概要

化管法は PRTR 制度及び SDS 制度により、化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。

	PRTR 制度 (Pollutant Release and Transfer Register) 化学物質の排出・移動量の届出制度	SDS 制度 (Safety Data Sheet) 安全データシートの作成・提供を義務づける制度
第一種指定化学物質	対象	対象
第二種指定化学物質	非対象	対象

※法所管省庁・・・環境省及び経済産業省

事業所管省庁・・・防衛省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

(参考2) 改正の経緯

令和元年6月	環境省と経済産業省の審議会において化管法の課題や見直しの必要性及び方針等について検討し、指定の見直しを実施すべきとして答申
令和元年12月～令和2年7月	環境省、経済産業省及び厚生労働省の審議会において指定の見直しを検討し、指定候補物質について選定 ※化学物質安全対策部会においては、令和2年5月に審議
令和2年8月	選定した指定候補物質について環境省、経済産業省及び厚生労働省の審議会が答申
令和2年12月～令和3年1月	改正政令案についてパブリックコメントを募集し、寄せられた御意見を精査したところ、改正政令案において指定することとしていた物質のうち名称の修正等が必要となった物質が判明
令和3年1月～令和3年9月	物質名表記について、パブリックコメントを受けた見直しを実施